

電気事業法第38条第1項第1号及び第2号 に該当する施設パターンについて

平成24年7月

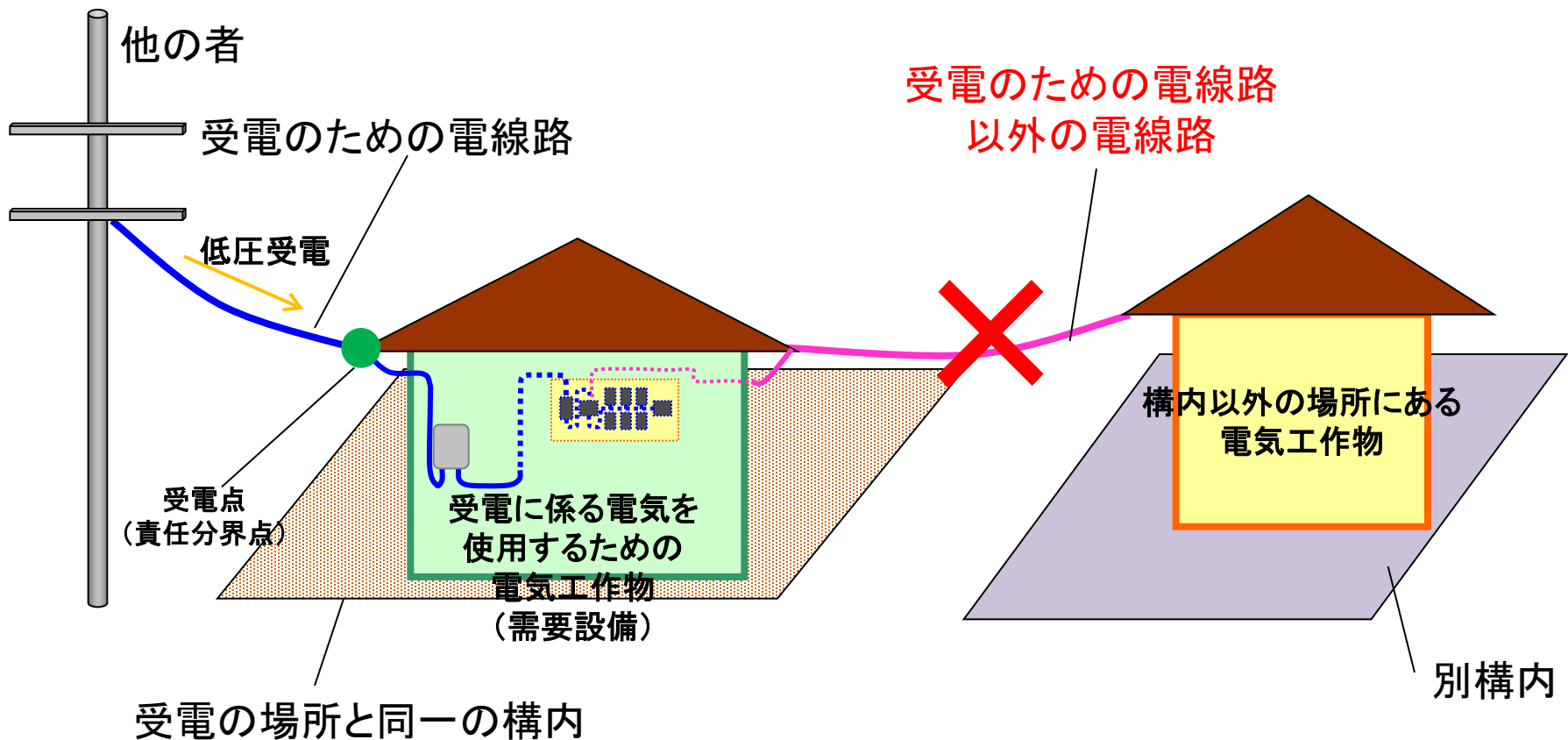
経済産業省

原子力安全・保安院

電力安全課

電事法第38条第1項第1号の一般用電気工作物について (需要設備単独型)

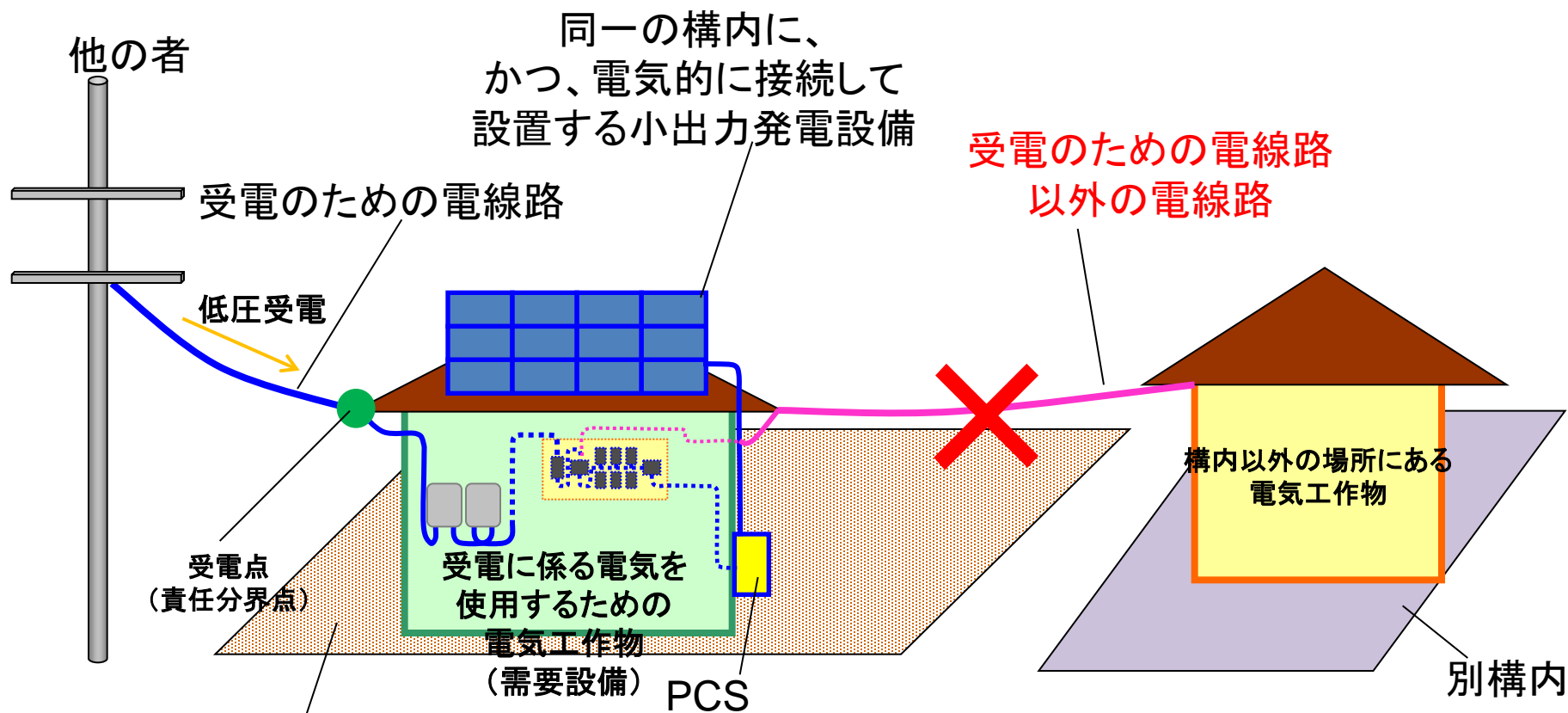
他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。)であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの



※「×」の接続がある場合、一般用電気工作物とはみなさないものとする。

電事法第38条第1項第1号の一般用電気工作物について (発電設備併設型)

他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。)であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

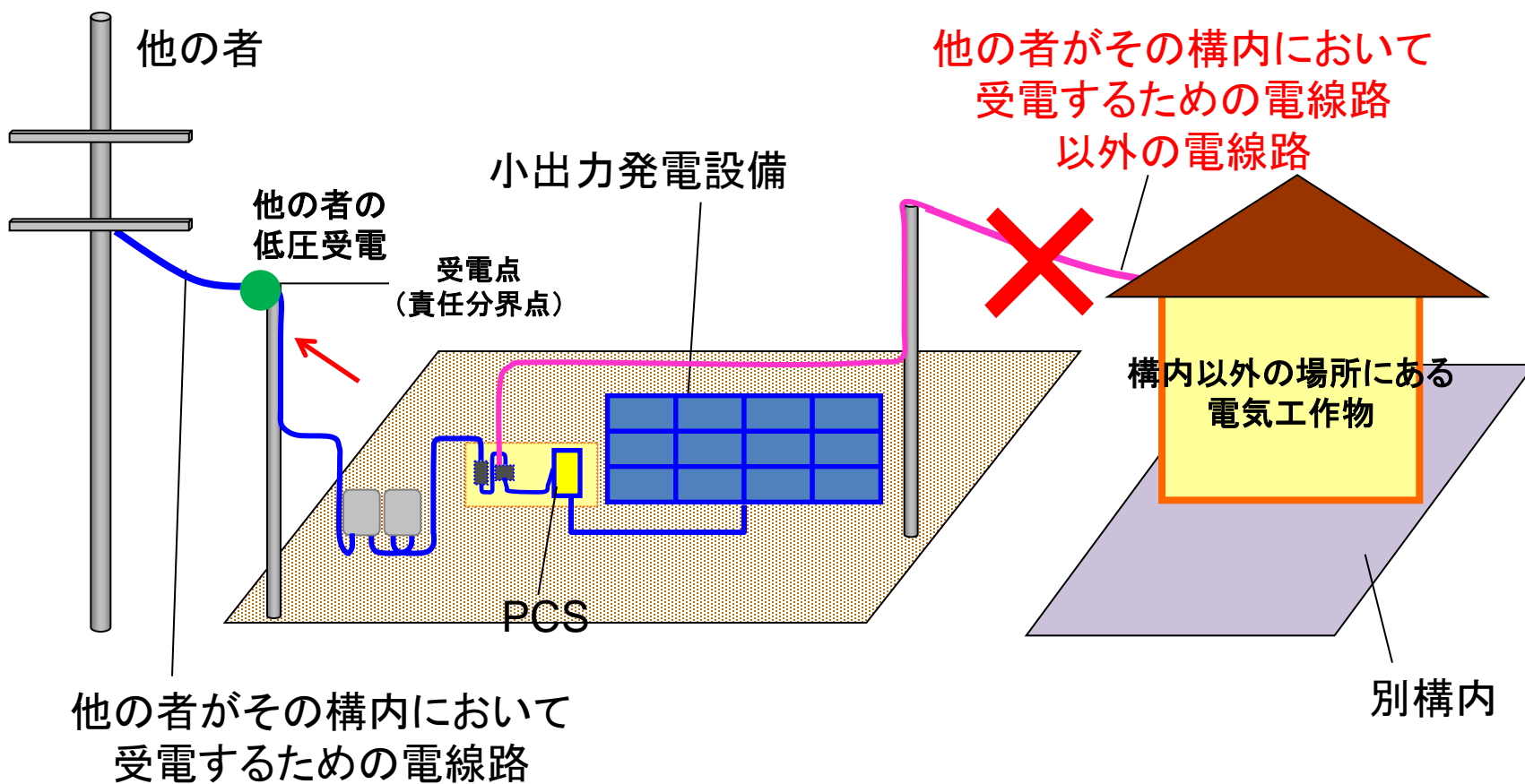


受電の場所と同一の構内

※「×」の接続がある場合、一般用電気工作物とはみなさないものとする。

電事法第38条第1項第2号の一般用電気工作物について (発電設備単独型)

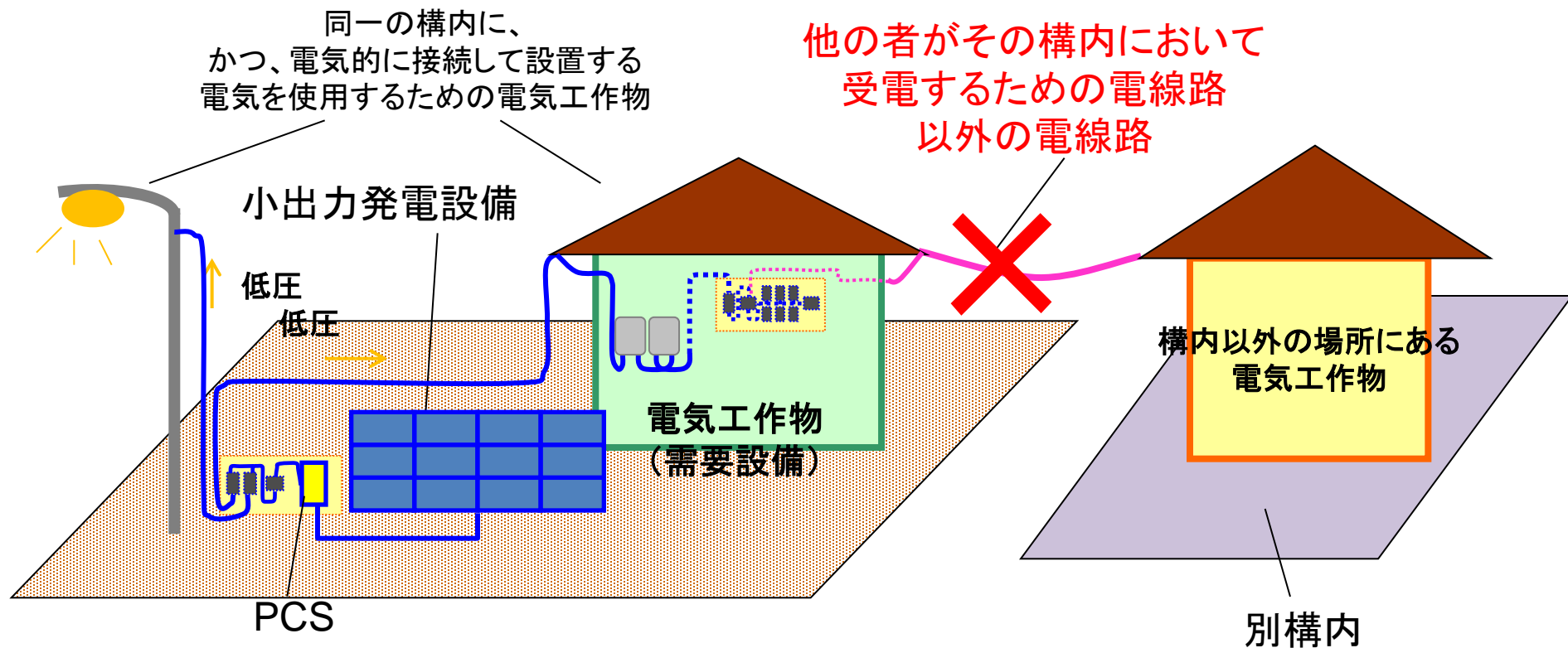
構内に設置する小出力発電設備(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。)であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの



※「×」の接続がある場合、一般用電気工作物とはみなさないものとする。

電事法第38条第1項第2号の一般用電気工作物について (スタンドアローン型)

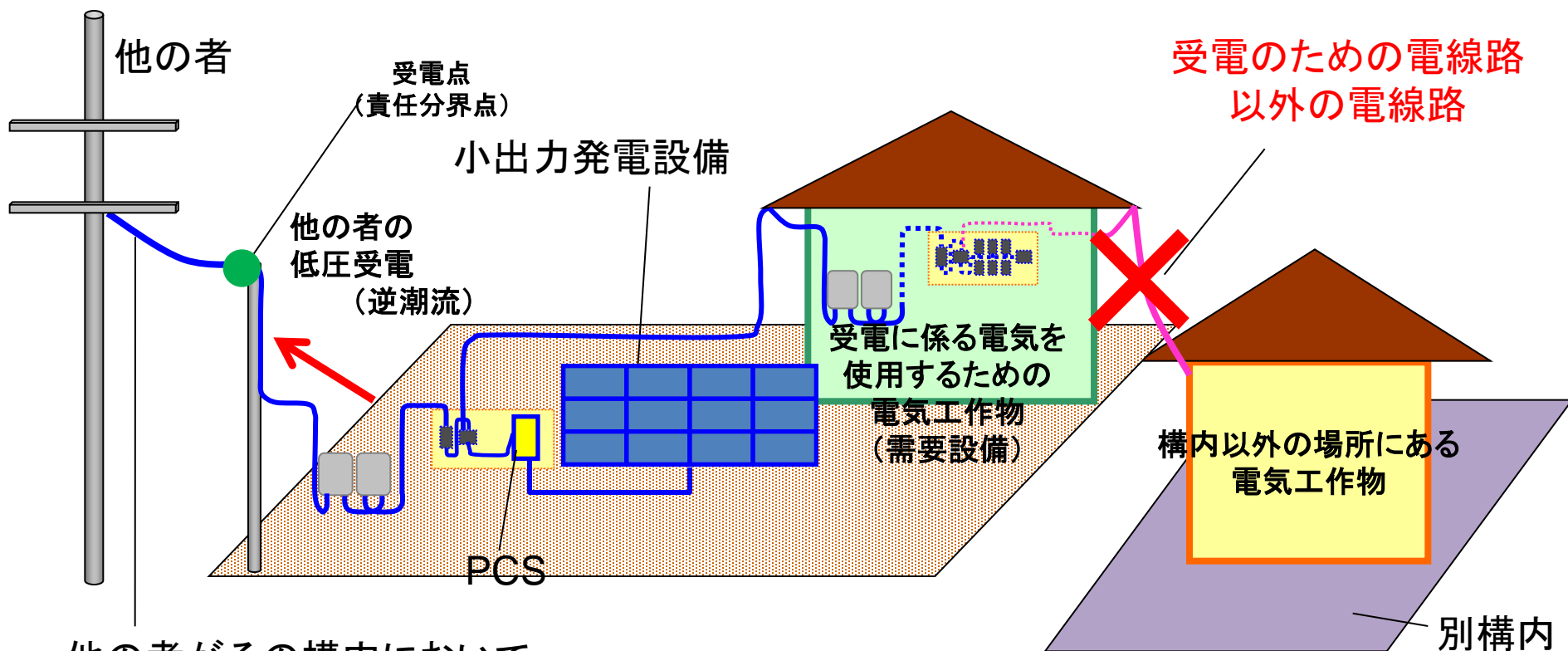
構内に設置する小出力発電設備(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。)であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの



※「×」の接続がある場合、一般用電気工作物とはみなさないものとする。

電事法第38条第1項第2号の一般用電気工作物について (通常逆潮流型)

構内に設置する小出力発電設備(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。)であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの



他の者がその構内において
受電するための電線路

※「×」の接続がある場合、一般用電気工作物とはみなさないものとする。